

職場の労使困りごと 相談会のお知らせ

福島県と福島県労働委員会は、皆さんの職場の中で起きている賃金や労働条件をめぐる労使間の困りごとについて、出張相談会を行います。

(費用無料・秘密厳守)
なお、労使困りごと相談は、事務所へお越しになるほか、電話・メールで随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

●日時

11月16日(日)

午前10時～午後3時

●場所

郡山市労働福祉会館

◆問い合わせ

福島県労働委員会事務局

☎024-521-7594

メール

labour-rc@pref.fukushima.jp

10月は「労働保険適用 促進月間」です

労働保険(労災保険・雇用保険)は、労働者が労働災害をこうむったり失業したりしたときに必要な保険給付を行い、労働者の生活の安定・社会復帰や再就職の促進・雇用機会の増大を図ることを目的として厚生労働

省が管理・運営している強制的な保険制度です。

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

手続きが済んでいない事業主の方は、労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)または労働保険事務組合へお問い合わせください。

◆問い合わせ

郡山労働基準監督署

☎024-922-1370

ハローワーク郡山

☎024-942-8609

小規模企業共済制度 及び経営セーフティ 共済(中小企業倒産防 止共済制度)のご案内

【小規模企業共済制度】

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社などの役員の方が事業をやめたり退職したりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国が作った制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」です。

この制度の特徴は、掛け金は全額所得税控除、受け取る共済金も退職所得扱いまたは公的年金などの雑所得扱いとなります。加入申し込みは、商工会、青色申告会、金融機関の本支店の窓口で取り扱っています。

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営の悪化の危機に直面してしまつたときに資金を借り入れることができる制度です。

【経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)】

無担保・無保証人で、積立掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の共済金が借り入れ可能です。

毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

加入申し込みは、商工会、金融機関の本支店の窓口で取り扱っています。

◆問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室

☎050-5541-7171

URL

<http://www.smi.go.jp/>

[kyosai/index.html](http://www.kyosai/index.html)

二一ト支援 「巡回相談会」のご案内

二一トについての悩みごとや困りごとに関する「巡回相談会」を行います。

ご本人はもちろん、ご家族からも相談をお受けします。

相談は無料ですが、事前に予約が必要です。なお、巡回相談会のほか、電話・メールでの相談も随時受け付けていますので、ご利用ください。

●日時

10月23日(木)

午前10時～午後3時

(一人あたり50分まで)

●場所

福島県郡山合同庁舎

電話相談 午前9時～午後5時
(土日・祝日を除く)

☎0120-098-209

メール相談(24時間受付)

<http://www.f-shushoku.jp/neet/index.html>から専用

フォームで入力

◆問い合わせ・予約

福島県商工労働部雇用労政課

☎024-521-8209

メール

wakamon@pref.fukushima.jp

若者自立電話相談室

二一ト・ひきこもり状態になっている、働きたいけど一歩を踏み出せない…そんな悩みを電話でお受けします。

●受付時間

月曜日～金曜日(祝日は除く)

午前9時30分～正午

午後1時～午後5時30分

◆問い合わせ

財団法人社会経済生産性本部

若者自立塾支援センター

☎0120-340-605